

「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正に関する意見募集について

I 改正の目的

本会では、令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された、新しい資本主義実行計画に基づく「フォローアップ」及び市場制度ワーキング・グループからの提言を踏まえ、スタートアップ等の非上場企業への円滑な資金供給や投資家への多様な投資機会の提供に資するよう、投資信託財産への非上場株式の組入れ比率のあり方や基準価額の算定における非上場株式の評価のあり方などについて、自主規制委員会下の運用専門委員会において検討を行うとともに、金融庁等関係者とも密接に意見交換を重ねてきたところである。今般、これらの必要な枠組みを整備するため、「投資信託等の運用に関する規則」、「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」、「投資信託等の運用に関する委員会決議」及び「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II 募集期間

下記の日程で、意見募集を実施する。

令和 5 年 9 月 15 日（金）より令和 5 年 10 月 16 日（月）（午後 5 時）まで

III 主な改正の内容

(1) 「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正

投資信託財産への未上場株式の組入れに当たっては、原則として純資産総額の 15%を超えてはならないとする閾値を新たに設定する他、当該未上場株式に対する審査の実施について規定することとする。

（第 11 条第 1 項第 2 号の改正）

（第 11 条第 2 項、第 11 条の 2 の新設）

(2) 「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正

未上場株式を間接保有する場合、投資信託の投資先が監査を受けていれば、当該投資先が保有する未上場株式の監査までは求めないこととする他、その他所要の整備を行うこととする。

（第 2 条本文及び第 1 号～第 3 号の改正）

（第 2 条第 4 号の新設）

(3) 「投資信託等の運用に関する委員会決議」の一部改正

未上場株式の範囲として指定されていた特定の銘柄に関する規定を削除することとする。

（3 の削除）

(4) 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正

未上場株式の評価については、公正価値測定を用いて時価で評価するものとする他、その他所要の整備を行うこととする。

(第3条第3号、第13条、第14条第1項、第15条第5項第1号及び同項第3号の改正)

(第14条第2項、第15条第6項の削除)

IV 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和5年12月開催予定の自主規制委員会・理事会において規則等の一部改正を附議することを目標とする。

なお、規則等の一部改正にあたり、意見募集の結果を踏まえ、既存で運営されている投資信託への影響などがあった場合には、理事会において規則等の一部改正を決定した実施日より起算して6か月以上の期間で適切な経過期間を附す措置を講ずることを併せて検討することとする。

以 上